



お知らせ

ー 国民健康保険からー
ジェネリック医薬品を
活用しましょう！

◎ジェネリック医薬品とは？

ジェネリック医薬品は、
新薬(先発医薬品)の独占販
売期間が終了した後に販売
が許可される後発医薬品の
ことです。新薬と同じ有効
成分で開発・製造され、品
質や安全性も同等であると
国に承認されているもので
す。

◎メリットはあるの？

新薬より価格が安く、経
済的負担が少なくなりま
す。新薬の開発には莫大な
費用がかかりますが、ジェ
ネリック医薬品は新薬の独

占販売期間終了後に同じ有
効成分で製造・販売される
ため、開発費用がかからず
安く提供できます。

また医療費は皆さんの窓
口負担や国保税でまかなわ
れていますので、皆さんの
負担軽減にもつながりま
す。

◎どこで購入できますか？

ジェネリック医薬品は、
処方せんが必要な薬です。
自分の服用している薬が変
更可能かどうかは、医師ま
たは薬剤師にご相談くださ
い。

今年度は、対象となる
薬を服用されている方で、
ジェネリック医薬品を使用
した場合、差額が100円
以上になる国保加入者の方
全員に差額通知書(ハガキ)
をお送りしています。

また9月末に新しい保険
証をお送りした際に「ジェ
ネリック医薬品希望カー
ド」を同封しましたので、
ぜひご利用ください。

町民生活課

72-6933

休眠会社・法人を
整理します

法務局では、休眠会社・
法人の整理作業を行いま
す。

平成26年11月17日(月)の時
点で「最後の登記から12年
を経過している株式会社」
または「最後の登記から5
年を経過している一般社団

法人または一般財団法人
(公益社団法人および公益
財団法人を含む。)につい
て、同日付けで法務大臣に
よる官報公告が行われ、休

眠会社・法人に法務局から
通知します。平成27年1月
19日(月)までに「まだ事業を
廃止していない」旨の届け
出または登記の申請をしな
い限り、解散したものとみ

なされ、登記官が職権で解
散の登記をします。注
意が必要です。なおご不明

な点は、法務省ウェブサイ
トをご覧ください。福島地
方法務局法人登記部門まで
お問い合わせください。

法務省ウェブサイト

[http://www.moj.go.jp/
MINJI/minji06_00082.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00082.html)

福島地方方法務局法人登記
部門

024-534-1904

自動車点検整備推進運動
の重点実施期間です

9月1日から10月31日ま
での2カ月は自動車点検整
備推進運動の重点実施期間
です。

長くご利用の車には、細
やかなケアが必要となりま
す。車の整備不良などによ
る事故防止や環境保全のた
めに定期点検を実施しま
しょう。

国土交通省東北運輸局福
島運輸支局

024-546-0342

福島県自動車適正使用推
進協議会事務局

024-546-3451

家族みんなで防ごう
高齢者詐欺

平成25年における高齢者
詐欺の被害は、過去最高を
記録しました。特に「振り
込まない」「振り込め詐欺」
や「劇場型詐欺」など、巧妙
化した新しい手口による被
害が急増しています。さら
に詐欺被害は都会だけでなく、地方にも広がっています。警戒心を忘れず「お・し・だ・そう！高齢者詐欺」

で、詐欺に遭わないように
気を付けてください。

① おいしい話にのらない！
② 信じこまない！
③ 大丈夫だと思わない！
④ 相談しよう！

少しでも怪しいと思っ
たら、迷わずご相談を！
⑤ 消費者ホットライン(お
近くの相談窓口をご案内し
ます)

0570-064-370

(有料)